

一右之面々、小普請入仕候分も右同斷

但右類春御借米一季請取候ものは、元扶持江戻り候事只今迄之通、夏御借米受取候者も同

斷

右之通、向々江可被達候、尤西九御目付江も可有通達候

〔憲教類典五ノ十御藏前〕萬治二己亥年十一月朔御米藏高札

定

一御藏前ニおいて御切米御扶持方受取之輩、差札等之儀ニ付而、万事不法いたすべからず、并

御藏衆雜言申べからざる事略○中

右可相守此旨、若違背之輩、於有之は、可被處嚴科者也、

萬治二亥年十一月朔日

奉行

改廩米爲采地

〔常憲院殿御實紀三十六〕元祿十年七月廿六日、けふ布衣以上の諸有司に令せらる、は、五百俵以上之輩、廩米を采邑にかへ下さるべし、隸下へも其よしを曉諭し、註記して勘定奉行へ出さしむべしとなり、八月十日、先に廩米を采邑に換給はりし輩、來寅年より收税あるべしと令せらる、十二日、けふ令せらる、は、こたび五百俵以上の輩、采地にかへ下さるれば、采邑廩米をまじへて給はりし輩、廩米いかほどにても、原額五百石以上ならば、采地にかへ給ふべし、當冬の廩米は、是迄の如く給はり、來年より采地にかへ給はるべしとなり、

〔教令類纂初集五十九〕元祿十二乙卯年閏九月七日

一御切米、地方ニ御引替被下候付、返納米有之面々、當秋風雨ニ付而、知行所高之内、半作程損毛仕候分ハ、當卯暮ハ御差延被下候、來辰暮より上納可仕候

御留守居 大番頭 御書院番頭 御小姓組番頭 大目付 新番頭 御留守居番物頭 御